

時価の2分の1未満の価額で譲渡(個人が個人へ)

父は、自身が所有する時価 3,000 万円の不動産を 1,000 万円で長男に売却した。
譲渡価額は 3,000 万円として譲渡所得の計算をしていいか？

【土地譲渡所得】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12754498278.html>